

市独自  
対策

# 支援給付を実施します！

商工振興係 TEL 74-8382

市では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている市内中小企業者の方の経営安定化を図るため、市独自対策として次の支援給付を実施します。

「Ⅰ 中小企業特別支援給付金」は全業種対象のため、申請書を郵送していません。  
申請書は市ホームページでダウンロードするか、商工振興係へお問い合わせください。  
業種限定の「Ⅱ 経営持続化給付金事業」対象事業者の方には申請書をすでに郵送済みです。

## Ⅰ 中小企業特別支援給付金事業

緊急事態宣言に伴う外出や往來の自粛などにより影響を受けた事業者および市内の時短営業要請対象の飲食店などと直接的・継続的な取引があり影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう支援するための給付金です。

### ●対象業種 全業種

※時短営業の要請を受け、道による緊急事態措置協力支援金の支給対象となった事業者を除く。

### ●主な要件

- ①令和3年5月、6月の売上高のいずれかが前年同月または前々年同月に比べ20%以上50%未満減少している中小企業者（50%以上減少している事業者は国の月次支援金の対象となります。）
- ②市内の時短営業対象の飲食店などと継続的な取引がある中小企業者のうち、令和3年5月、6月の売上高のいずれかが前年同月または前々年同月に比べ20%以上減少している中小企業者

☆令和2年7月～同3年4月の間に開業した事業者の特例

- ・開業した年を基準年とし、令和3年5月、6月の売上高のいずれかが、基準年の月平均の売上高と比較して減少率が20%以上である事業者

### ●給付額 ①5万円 ②5万円 ※①②併給可

### ●申請 11月30日(火)までに商工振興係へ



申請書ダウンロード  
(市ホームページ)

★事業収入額への影響を「30%以上」から「10%以上」に要件を緩和し対象を拡充しました★

## Ⅱ 経営持続化給付金事業（拡充）

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が一定程度減少している中小企業者の事業活動を維持または継続できるよう支援するための給付金です。要件緩和により対象を拡充しました。

### ●対象業種

食料品製造業、印刷業、一般乗用・貸切旅客自動車運送業、衣服・身の回り品・飲食料品小売業（フランチャイズ契約店を除く）、貸衣しょう業、写真業、宿泊業、飲食店、理容・美容業、葬儀業、娯楽業

### ●主な要件

令和2年分確定申告書に記載された事業収入額が令和元年分確定申告書に記載された事業収入額と比べて10%以上減少している中小企業者

☆令和2年2月以降に開業した事業者の特例

- ・令和2年中で最も高い事業収入月額に営業月数を乗じて得た額が令和2年分確定申告書に記載された事業収入額と比べて10%以上減少している中小企業者

☆平成31年2月以降に開業した事業者の特例

- ・令和元年の平均事業収入額を12倍した額と令和2年分確定申告書に記載された事業収入額を比べて10%以上減少している中小企業者

☆事業年度が1月～12月の期間となっていない法人の特例

- ・令和元年および同2年のそれぞれ1月～12月の事業収入額を比べて10%以上減少している中小企業者

※事業収入額には国・道・市からの各種給付金を含めます。

### ●給付額 < 10%以上30%未満 > 20万円、< 30%以上50%未満 > 40万円、 < 50%以上 > 60万円

### ●申請 11月30日(火)までに商工振興係へ